

○牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件

(制定…平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十六号)

(最終改正…令和三年一月十五日農林水産省告示第九十一号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七条第二項の規定に基づき、同号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を次のように定める。

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第一百七条第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項の組合等をいう。以下同じ。）ごとに、価額を定めようとする胎児に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額によるものとする。

一 乳用種 組合等の区域内における乳用種の初生牛（出生の日から十日目までの牛をいう。以下同じ。）

の価格

二 肉用種 次の算式により算出される金額。ただし、その算出された金額がCを下回る場合には、Cの

金額

$$\left[\frac{A}{\frac{(B-C)}{D} \times E + C} - 1 \right] \div 4 + 1 \times C$$

Aは、組合等の区域内の肉用種の素牛（肥育又は繁殖用の牛として育成された牛をいう。以下同じ。）の雄の価格と雌の価格の平均価格

Bは、組合等の区域内の交雑種の素牛の価格

Cは、組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格

Dは、組合等の区域内の交雑種の素牛の平均取引月齢（過去一年間に取引された牛の平均月齢をいう。以下同じ。）

Eは、組合等の区域内の肉用種の素牛の平均取引月齢

三 交雑種 組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格

2 前項各号の牛の価格は、過去一年間の平均取引価格に相当する金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に係る価額の算定方法の特例）

2 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する共済掛金期間における育成・肥育牛の出生の日における価額を定める際のこの告示の適用については、第一項第二号及び第二項の規定中「過去一年間」とあるのは、「平成三十一年二月一日から令和二年一月三十一日までの間」とする。